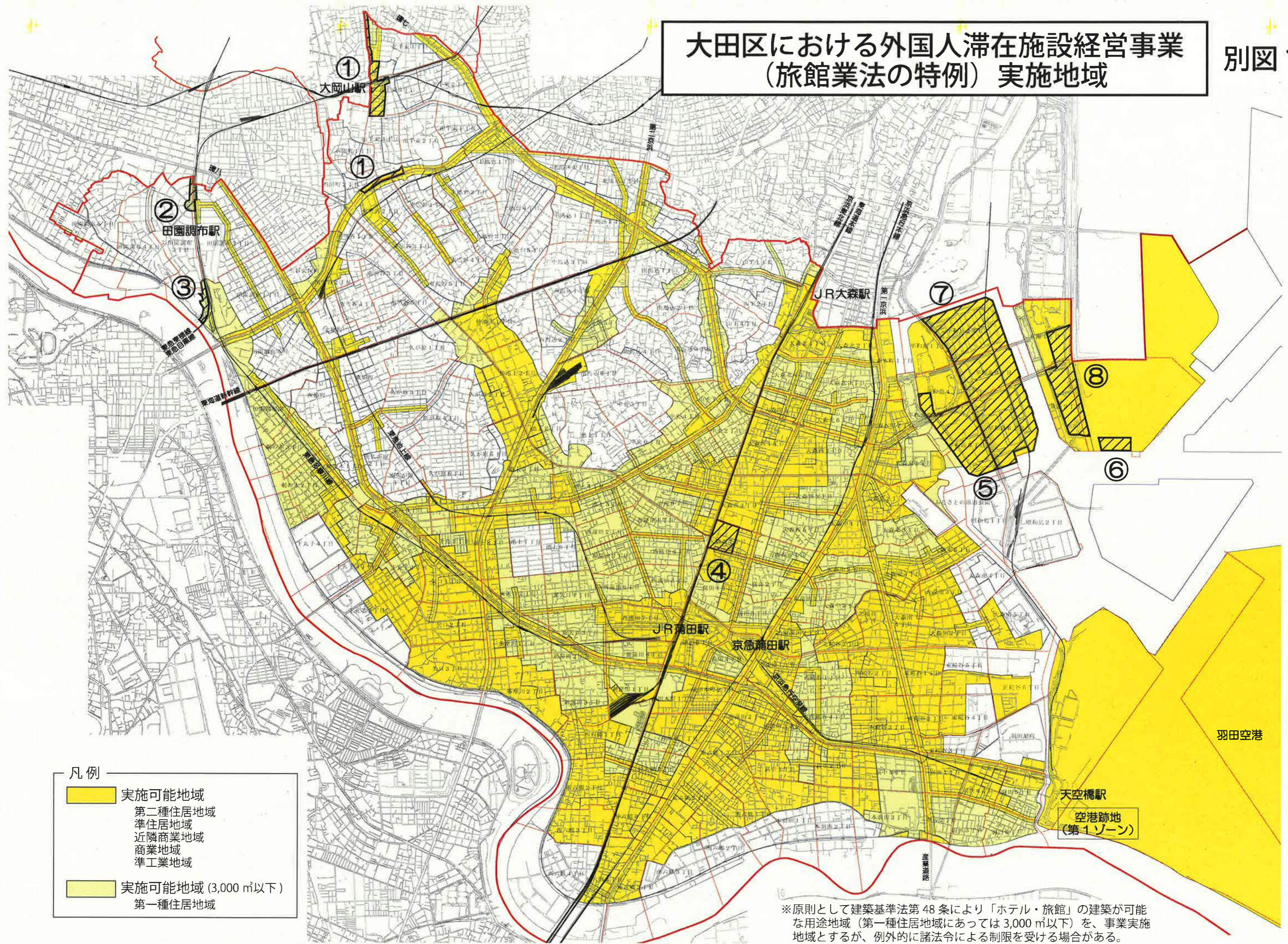


大田区における外国人滞在施設経営事業 (旅館業法の特例) 実施地域

別図 1



- 凡例
- 実施可能地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 準工業地域
 - 実施可能地域 (3,000 m²以下)
 - 第一種住居地域

※原則として建築基準法第 48 条により「ホテル・旅館」の建築が可能な用途地域（第一種住居地域にあつては 3,000 m²以下）を、事業実施地域とするが、例外的に諸法令による制限を受ける場合がある。

羽田空港

天空橋駅
空港跡地
(第 1 ゾーン)